

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

令和五年十月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

#### 一 建築協定の名称

坂戸宅信会千代田団地建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県富士見市西みずほ台三丁目五番地みずほ台団地五―四―一〇二

若 松 政 敬

埼玉県越谷市赤山町四丁目九番一号A―三〇九 若 松 一 実

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県坂戸市千代田二丁目一番百四十七